

那覇市職員措置請求書

平成 26 年 3 月 4 日

那覇市監査委員 殿

第 1 請求の要旨

- 1 那覇市は、久米 2 丁目の松山公園内に建設された社団法人久米崇聖会所有の久米至聖廟（孔子廟・明倫堂）の設置許可を停止し、その撤去を求めよ。
- 2 那覇市は、那覇市長に対し過去 1 年間の地代相当の金員を請求せよ。

第 2 請求の理由

- 1 久米 2 丁目に新設された松山公園は、那覇市の公有財産である。本来、それは市民が安全に子供達を遊ばせる事の出来る環境を有した数少ない公園となるはずだった。隣接されている既存の松山公園は高台にあること、樹木により近隣住民からの監視の目が届きにくいこと等、子供が安全に遊べる環境となっていない。
- 2 那覇市は、この公園用地の取得と整備に 12 億円余りを支出しており、この巨額な支出をした公園用地の約 3 割を社団法人久米崇聖会に無償で借用させている。これは、以下に示すとおり公有財産の管理としては違法であり、かつ、これによって社団法人久米崇聖会は不当な利得を得ており、那覇市は損害を被っている。
- 3 公園内に至聖廟を設置する事がなければ、この公園用地はもともと国有地であった故に、那覇市は無償で借用する事が可能であった。よってこの公園の整備費は 1 億 3 千万円程度で済むはずであった。
- 4 また、社団法人久米崇聖会が松山公園に設置した孔子廟は、かつて若狭地域にあった久米至聖廟内に数十年間に渡り設置されていたものである。しかし、この間市民の教養施設として活用された経緯は無く、もっぱら孔子を信仰する宗教施設として存在していた。現に、松山公園内の孔子廟でも学業成就（祈願）カードが販売されているのがその好例である。故に、孔子廟を松山公園に無償で設置することは、那覇市による宗教活動の支援に当たり、これを禁じる憲法 20 条の政教分離原則に違反する。

上記のとおり地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明を添え必要な措置を請求します。

請求者

住所：

職業：無職

氏名：金城 照子（テル）